

輸入自動車売買契約書



車両名	2011y SCION xB RS 8.0
車台No(VIN,NO)	JTLZE4FE5B1135625

売買契約内容

1. 申込金の性格と充当

申込金は、契約車両の国内納入時までの費用を支払うものとし、国内納入時後の費用は車輛引渡し時までに支払うものとし、*（申込金は手付けではありません）

2. 注文に応じられない場合

販売者が注文書の注文に応じられないと判断した場合、注文を拒絶されても注文者は異議を述べないものとします。この場合、注文時に渡された注文書および申込金はそのまま返還されるものとします。

3. 申込の撤回

注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に損害を賠償するものとします。

4. 契約成立の時期

この申込による契約の成立は、注文者が購入する自動車（以下車輛という）について注文者の指定する者に使用名義人の登録がなされた日もしくは注文者の依頼によって車輛の修理、改造、架装等をする場合（以下修理等の場合という）には、販売者がこれに着手した日、または車輛の引き渡しがなされた日、国外現地にて車輛仕入を行った日のいずれか早い日をもって契約成立の日とします。なお割賦販売、ローン提携販売、または立替払付販売の場合は、これらの契約書に定められている日に契約が成立するものとします。

5. 個人情報の利用目的など

販売者は、下記のための、注文者および使用名義人の住所、氏名など表記記載の個人情報（以下「個人情報」という）を利用します。

- ア. 定期点検、車検および保険満期のご案内などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること。
- イ. 販売者において取り扱う商品・サービスなどあるいは各種イベント・キャンペーンなどの開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法によりご案内すること。
- ウ. 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施すること。
- エ. 車輛の販売・仕入・登録・届出のために、車検証及び定期点検記録簿本体ならびにそれらに記載されている個人情報を取得・利用し、販売先・仕入先に書面（本体及びコピー）または電子媒体により提供すること。ただし本人の申し出により第三者提供を停止いたします。
- オ. 運転免許証等により本人確認を行い古物営業法に基づく古物台帳に記載すること。

6. 契約書類・下取書類の引渡し

契約書類・下取書類は、契約締結日までに販売者に引渡されるものとします

7. 付帯費用の負担

注文者は、車輛代金の他に、表記の付帯費用欄に記入された付帯費用を販売者に支払うものとします。

8. 運輸支局への車輛持込費用

検査・登録のため運輸支局もしくは事務所へ車輛の持込を行なう場合、注文者は検査・登録手続代行費用の他に、持込費用を負担するものとします。

9. 遠隔地への納車費用

車輛の受渡し場所が離島または特に遠隔地の場合、注文者は、表記の納車費用の他に、そこまでの輸送に特別に要する費用を負担するものとします。

10. 自動車の下取と担保責任、再査定

注文者は、表記の下取自動車（以下下取車という）を、車輛の売買代金の一部の支払いに代えて、販売者に譲渡します。注文者は、下取車について抵当権、貸借権差押、租税滞納処分などの負担が一切ないことを保証し、万一、負担が生じた場合には事故の責任で処理するものとします。また、販売者に引渡すまでの間に下取車の状態に変化が生じた場合は、販売者の再査定によって下取価格を再決定されても注文者は異議を述べないものとします。

11. 下取車引渡し時期と引取り費用

注文者は、下取車を、車輛と引替えに販売者に引渡すものとします。車輛と引替えに引渡しができない場合または下取車が自走不能の場合には、注文者は、表記の下取車諸手続代行費用のほかに、引取りに要する費用を販売者に支払うものとします。

12. 下取車の自賠責保険料と自動車税

下取車の自賠責保険の未経過期間に対する解約による返還保険料については、保険会社の定める『自動車損害賠償責任保険 解約保険料表』によるものとします。ただし、1,000円未満は四捨五入します。また、未経過月数は満月数とし、2ヶ月分差し引いたものとします。下取車の納付済み自動車税の期日未経過分は、下取車の引き渡しおよび登録名義変更手続完了の翌月分から、月割りで産出されるものとします。

13. 中古車の瑕疵担保責任と保証

車輛が中古自動車である場合、ブライスポード、特定の車輛状態を表示した書面もしくは整備明細書に記載された前使用者の使用の態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、注文者は一切異議を述べないものとします。ただし、保証書が添付されている場合には、その範囲で保証が受けられるものとします。

14. 契約車両購入の場合の契約解除について

注文者は、契約車両の実車輛画像、緒元を確認および同意したものとし、契約車両VINナンバーと相違がない場合は契約を解除できないものとする。

15. 納車の遅延について

不可抗力にともなう販売者の責に帰さない納入の遅延に対しては、注文者は、損害賠償の請求をしないものとします。

16. その他

この契約条項に定めのない事項については、販売者所定の標準契約書に定める条項に従うものとします。



実車

VIN,NO

有限会社 フジミオート FujimiAuto
インポートUSカーセールス事業部 Ray'sAuto

ご契約No, T20111000001

売買契約書に同意し、購入・成約します。

2012 年 12 月 1 日

お名前

小野 浩己

印



有限会社 フジミオート FujimiAuto
インポートUSカーセールス事業部 Ray'sAuto
〒441-8156 愛知県豊橋市南大清水町字富士見601-4

<当社へのお振込み口座>

■蒲郡信用金庫 南大清水支店 普通:000278